

Q & A



- Q1 再婚の場合も対象になる?
A 補助の対象になります。でも、夫婦の一方又は双方が補助金をすでに受けたことがある場合は、対象にはなりません。
- Q2 所得って何?
A 給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額
自営業者の場合：売上金額－必要経費
- Q3 所得の確認方法は?
A 申請の時点で発行されている最新の所得課税証明書で確認します。
- Q4 結婚の為に、離職や転職があった場合は?
A 離職や転職した月の翌月における夫婦の所得の合計を12倍した金額が所得額になります。
その場合、所得を示す書類（給与明細等）と離職票等が必要になります。
- Q5 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は?
年間返済額のわかる書類ってどんなもの?
A 控除できる貸与型奨学金は所得課税証明書と同じ期間です。
貸与型奨学金返済証明書（様式第4号）の提出をお願いします。貸与型奨学金返済証明書の取得が難しい場合は、返済額がわかる通帳の写し等を提出してください。
- Q6 婚姻に伴い、リフォームや増改築をしたけど、補助の対象になる?
A 対象にはなりません。
- Q7 勤務先から住宅手当が支給されているけど、申請出来る?
A 申請は出来ますが、住宅手当分は対象外となります。手当支給額を把握するため、住宅手当支給証明書（様式第11号）の提出をお願いします。
- Q8 引越し費用ってどんな費用が対象になるの?
A 業者を利用した引越し費用に限ります。不用品の処分費用及び自らレンタカーを借りて引っ越した場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象になりません。

わからない事がある場合は、ご相談ください。

【提出・問合せ先】
愛南町役場企画財政課企画調整係
電話：0895-72-7317
Fax：0895-72-1227
メール：kikakuzaisei@town.ainan.ehime.jp

新婚さんの 新生活を応援します



愛南町では、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新居の取得、新居の賃借、新居への引越し費用の補助を行っています。

●補助対象者

**婚姻日において夫婦ともに34歳以下
世帯所得340万円未満の新婚世帯**

●補助対象

- ①新居の取得
- ②新居の賃借
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

- ③引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費

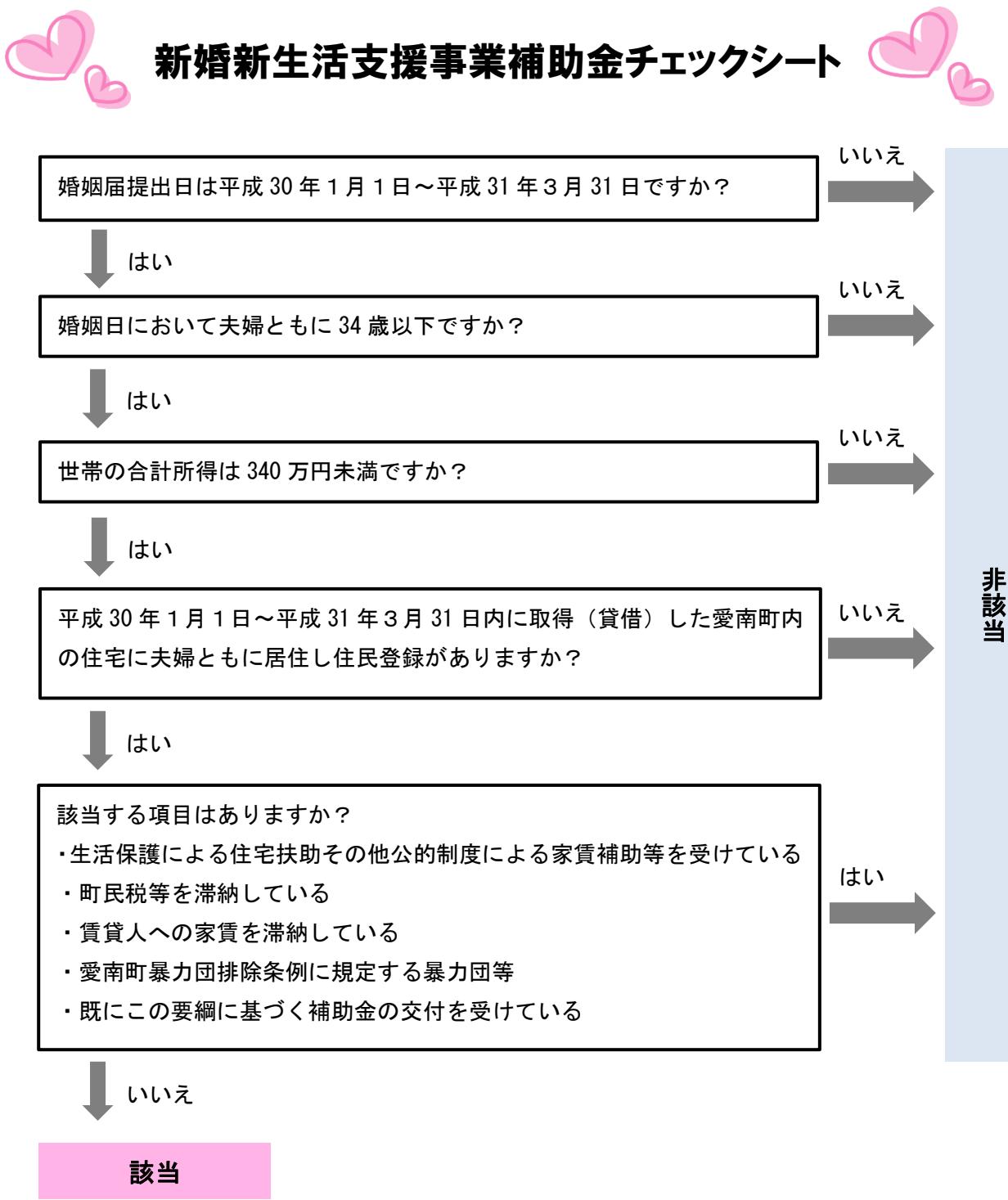
●補助金額

1世帯当たり上限30万円



補助対象者に該当するかは、
中のチェックシートで確認してください！

新婚新生活支援事業補助金チェックシート



該当の場合

愛南町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）※¹に必要書類を添えて、下記まで提出してください。

提出後、内容を審査し、補助金の交付の可否を通知します。

※1 申請書類は愛南町役場企画財政課や愛南町HPに掲載しています。

申請内容によって、提出書類が変わりますので、提出に必要な書類一覧を参考にしてください。

提出に必要な書類一覧

☆共通☆

- 愛南町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 夫婦の住民票の写し※²
- 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※²
- 夫婦の最新の所得課税証明書
- 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- その他町長が必要と認める書類（対象者要件確認申立書）

※2 住民票、戸籍謄本（愛南町に本籍がある場合）は交付申請書中の同意書に署名、捺印があれば省略できます。

★離職又は転職した場合★

- 異職又は転職した月の翌月における夫婦の所得を示す書類の写し
- 異職票又はこれに代わるものとの写し
- 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第5号）※³

※3 無職、無収入であって所得を示す書類がない場合

★奨学金を返済している場合★

- 奨学金の返済額が分かる書類の写し又は貸与型奨学金返済証明書（様式第4号）

注意：所得課税証明書に記載された年において返済した額に限る

★住宅を取得した場合★

- 工事請負、売買に係る契約書（全部）の写し
- 工事内訳書の写し
- 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し
- 位置図
- 建物配置図及び建物平面図
- 住宅の全景写真
- 新規の住宅取得に係る領収書の写し

★住宅を借りた場合★

- 賃貸借に係る契約書（全部）の写し
- 給与所得のある夫婦の住宅手当支給証明書（様式第11号）
- 賃貸に係る領収書の写し

★引越しをした場合★

- 引越しに係る領収書の写し又は引越費用証明書（様式第12号）

★転入して来た場合（平成30年1月1日に愛南町に住民票を置いていない場合）★

- 納税証明書